

八街市イメージキャラクター「ピーちゃん ナツちゃん」のデザイン等の使用に関する要綱

平成29年5月22日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市のイメージキャラクター「ピーちゃん ナツちゃん」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラクター 八街市のイメージキャラクター「ピーちゃん ナツちゃん」(商願2011-036613 登録第5474655号)の称呼及び図形をいう。
- (2) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるものをいう。
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるものをいう。

(使用料)

第3条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第4条 デザイン等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、八街市キャラクター使用承認申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、協議をもって申請に代えることができる。

- (1) 市又は市の機関が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

- (4) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (5) 市内の自治会、商工会又は社会福祉協議会が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる事業若しくはその活動において使用するとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 申請者は、キャラクターの図形の一部を変更して使用する場合は、申請前にあらかじめ図形の変更内容について、市と協議しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的な目的を有するとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるとき。
- (4) この要綱又は市の指示に従わないおそれのあるとき。
- (5) 市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、デザイン等の使用を承認するときは、八街市キャラクター使用承認通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用の承認をしないときは、八街市キャラクター使用不承認通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 デザイン等の使用期間は、使用の承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、八街市キャラクター使用承認通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後、引き続いてデザイン等を使用するときは、改めて第4条の規定により申請を行い、使用の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。

(2) 承認を受けた権利は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 定められた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

(4) 原則として、物品には、「八街市イメージキャラクター ピーちゃん ナツちゃん」の標記をすること。

(5) 完成した物品の見本については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成した物品の見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、八街市キャラクター使用内容変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定によりデザイン等の使用内容の変更を承認するときは、八街市キャラクター使用内容変更承認通知書（別記様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しないときは、八街市キャラクター使用内容変更不承認通知書（別記様式第6号）により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、八街市キャラクター使用承認取消通知書（別記様式第7号）により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知のあった日以後、当該承認を受けて作成した物品を使用してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定による取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第10条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほかデザイン等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。